

災害時に町民のみなさんに実践していただきたい「命を守る行動・知識」を毎月お伝えしていきます。

能登半島地震の被災地では、地震から1ヵ月経過した時点でも約1万4千人が避難所生活を送りました。大規模災害発生時、必ず避難所で生活しなければならないわけではありません。被災後も自宅が安全な場合には、在宅生活の継続が基本です。また、親せき宅や車中泊等の分散避難も考えられます。その場合も、一時的あるいは数日間、避難所で過ごすことになるかもしれません。誰もが過ごしやすい避難所生活の心得をお伝えします。

## 主体的な運営

普段、皆さんが衣・食・住を自分で行うのと同じように、避難所で生活する場合も、「自分のことは自分で行う」ことに変わりありません。

そして「皆のことは、皆で行う」ことも大切です。

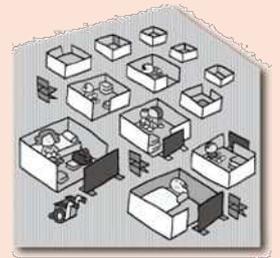
災害時に直面する困難は、性別や年齢、人それぞれ異なります。運営責任者には男性と女性が共に参画し、多様な意見が反映されるようにしましょう。



## 要配慮者への気配り

「要配慮者」とは、高齢者や障害のある方、妊産婦、乳幼児等災害時に特に配慮を要する方とされています。

要配慮者は、環境変化の影響を受けやすいため、居住環境や情報提供などへの配慮が必要です。



## プライバシーの確保

避難所の共同生活では、日常の何気ないことがストレスになります。性別によるニーズの違いに配慮しましょう。

- ・トイレ
- ・更衣室
- ・洗濯物を干す場所

男女別に分け、安全面にも配慮が必要です

生理用品や下着の物資配布は、専用スペースを設け、同性が配布すると受け取りやすいです。



## 地域の被災者の支援拠点としての機能

避難所は、被災者の居住空間だけでなく、在宅避難者や車中泊避難者も含めた地域に住む全ての人にとっての生活再建の拠点となるよう配慮しましょう。

- ・食料配布や物資供給、情報共有など



次回は「災害時のトイレ」を掲載予定

【問】危機管理課 ☎0547(56)2237

内装&外装 塗装工事一式

# なかむら塗装

静岡県知事許可 第25802号

川根本町徳山936

TEL・FAX 0547-57-2840

二代目代表 中村 剛子(なかむら たかね)

ご相談やお見積もりは無料です。お気軽にお声掛けください。